

### 先行事例の状況


#### 意見表明等支援員の養成を行っている4つの自治体の取組内容を調査

##### ➤ 養成研修の実施

- いずれの自治体も20～30時間程度の養成研修を実施している
- 養成研修では、子供の権利保障や意見表明等支援に関する知識の習得、面接能力の向上等を図る講義のほか、実践演習やロールプレイを実施する自治体もある
- 養成研修への応募にあたり、資格等の要件は設けていない

##### ➤ 意見表明等支援員の認定

- 養成研修の受講に加え、レポートの提出や意見表明等支援員として活動するための更なる研修の受講などが必要
- すべての養成課程を修了した方について、面接等で個別に適性を審査し、意見表明等支援員に認定する
- 意見表明等支援員として登録されている方は、福祉職、心理職、弁護士等の有資格者が多い



意見表明等支援員として活動するためには、研修を通じた知識やノウハウの習得に加え、子供の年齢や特性に応じた支援を行うための資質を有している必要がある

### 都における意見表明等支援員の資質や専門性の確保（案）

- ◆ 担い手には、子供との信頼関係やコミュニケーションを築く能力を求め、児童福祉の現場やNPO等において子供を支援した経験を有する者や、児童福祉施設等の経験者等を基本とする
- ◆ 子供の権利擁護や意見表明等支援に関する基本的な考え方、意見表明等支援に関する実践のノウハウ等を習得できるよう、都として必要な研修を行う
- ◆ 子供の特性や年齢に応じた支援を実施するための更なる取組として、意見表明等支援員が面談や支援の方法について相談することができる体制を整える